

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第38号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 <u>部局等、局、課等の設置(第5条・第6条)</u>	第1節 <u>部等、局、課等の設置(第5条・第6条)</u>
第2節及び第3節 略	第2節及び第3節 略
第3章 略	第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節 略	第1節 略
第2節 <u>総合事務所(第21条 第22条の7)</u>	第2節 <u>防災局の所管に属する機関(第20条の2・第20条の3)</u>
第3節 <u>防災局の所管に属する機関(第23条・第24条)</u>	第3節 <u>総務部の所管に属する機関</u>
第4節 <u>総務部の所管に属する機関</u>	第1款 <u>東京事務所(第21条 第23条)</u>
第1款 <u>東京事務所(第25条 第27条)</u>	第2款 <u>大阪事務所(第24条 第26条)</u>
第2款 <u>大阪事務所(第28条 第30条)</u>	第3款 <u>名古屋事務所(第27条・第28条)</u>
第3款 <u>名古屋事務所(第31条・第32条)</u>	第4款 <u>総合事務所(第29条・第30条)</u>

第4款 公文書館（第33条・第34条）

第5款 略

第5節 略

第6節 略

第7節 略

第8節 略

第9節 略

第10節 略

第11節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 空港管理事務所（第139条 第141条）

第2款 港湾事務所（第142条 第144条）

第3款 鳥取港海友館（第145条・第146条）

第4款 みなとさかい交流館（第147条・第148条）

第12節 行政監察監の所管に属する機関（第149条・第150条）

第13節 総務部及び企画部の所管に属する機関（第151条・第152条）

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関（第153条 第155条）

第15節 職制及び職務（第156条 第158条）

第5章 雑則（第159条）

附則

（趣旨）

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、内部組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

（1）～（3） 略

（4） 法第244条第1項の規定に基づき設置される

第5款 公文書館（第31条・第32条）

第6款 県税事務所（第33条・第34条）

第7款 略

第4節 略

第5節 略

第6節 略

第7節 略

第8節 略

第9節 略

第10節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 姫路鳥取線用地事務所（第139条 第141条）

第2款 空港管理事務所（第142条 第144条）

第3款 港湾事務所（第145条 第147条）

第4款 鳥取港海友館（第148条・第149条）

第5款 みなとさかい交流館（第150条・第151条）

第11節 行政監察監の所管に属する機関（第152条・第153条）

第12節 総務部及び企画部の所管に属する機関（第154条・第155条）

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関（第156条 第158条）

第14節 職制及び職務（第159条・第160条）

第5章 雑則（第161条）

附則

（目的）

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、内部組織及び所掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（機関の分類）

第2条 略

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部等」という。）並びに部等の下に設けられる局及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 略

4 地方機関とは、次に掲げる機関をいう。

（1）～（3） 略

（4） 法第244条第1項の規定に基づき設置される

公の施設（鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大山自然歴史館を除く。）

公の施設（鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター、鳥取県産業技術センター、鳥取県立農業大学校及び鳥取県立大山自然歴史館を除く。）

第2章 本庁

第2章 本庁

第1節 部局等、局、課等の設置

第1節 部等、局、課等の設置

（部局等及び局の名称等）

（部等及び局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局等は、次のとおりである。

第5条 鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された部等は、次のとおりである。

- 防災局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 行政監察監

- 防災局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 行政監察監

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

- 総務部 人権局
- 総務部 庶務集中局
- 農林水産部 水産振興局

総務部	人権局 庶務集中局
農林水産部	水産振興局
商工労働部及び農林水産部	市場開拓局

（局及び課並びに内部組織の設置）

（局及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

第6条 次の表の左欄に掲げる部等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局及び課	内部組織
略		
総務部	略	
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当
	管財課	管理係 財産係 施設係 保全係

部等	局及び課	内部組織
略		
総務部	略	
	県民室	県民の声担当 企画担当 情報公開担当
	教育・学術振興課	高等教育・学術振興担当 私学振興担当
	管財課	管理係 財産係 電気係 機械係

		略
		略
	税務課	企画係 課税係 債権管理担当
		略
		略
	庶務課	指導管理担当 電算担当 集中化企画担当
	集中業務課	集中化事務担当 審査経理担当 物品調達担当
企画部		略
	地域自立戦略課	自立企画担当 協働担当 中山間地域振興担当
		分権自治推進室 財政担当 分権自治担当 選挙担当
	青少年・文教課	青少年担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当
		略
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当 民芸振興担当
	地域資源振興室	
		略
	観光課	調査企画係 地域魅力向上係 国内誘致宣伝係 国際誘致宣伝係
福祉保健部	福祉保健課	施設機能強化担当 地域福祉担当 保護係 援護係
		企画総務室 総務担当 企画調整担当
		略
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 介護保険担当 高齢者施設福祉係
	子ども家庭課	子育て支援係 保育・幼児教育係 DV・母子支援係 児童養護係
	医療政策課	医療政策担当 看護係
		略

		略
		略
	税務課	企画係 課税係 税務調査係 債権管理担当
		略
		略
	庶務課	指導管理担当 電算担当
	集中推進室	集中化推進担当 審査経理担当
	物品調達室	物品調達担当
企画部		略
	地域自立戦略課	自立企画担当 鳥取ルネッサンス担当 中山間地域振興担当
		市町村振興室 財政担当 行政担当 選挙担当
	協働推進課	協働・県民提案担当 青少年担当
		略
文化観光局	文化政策課	企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当
		略
	観光課	調査指導係 地域魅力向上係 国内誘致宣伝係 国際誘致宣伝係
福祉保健部	福祉保健課	総務係 企画調整担当 施設機能強化担当 地域福祉担当 保護係 援護係
		略
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 介護保険担当 高齢者施設福祉係 国保担当
	子ども家庭課	次世代育成係 保育係 DV・児童虐待防止担当 児童養護・母子対策担当
	医療薬事課	医療行政担当 看護係 薬事係
		略

	医療指導課	保険医療機関指導係 国民健康保険係 薬事係
	健康政策課	がん・生活習慣病係 健康と つとり企画推進係 母子・思 春期保健係 疾病・感染症対 策係
生活環 境部	略	
	水・大気環 境課	水質係 下水道係 大気係 水道係
	略	
	循環型社会 推進課	一般廃棄物係 廃棄物指導係 廃棄物施設係 略
	くらしの安 心推進課	食の安全・衛生係 計量担当
	消費生活セ ンター	
	景観まちづ くり課	景観づくり係 まちづくり推 進担当 建築指導係 都市計 画係 土地利用係
	略	
	住宅政策課	管理係 企画係 計画係
商工労 働部	略	
	産業開発課	経営革新支援担当 国際通商 担当 知的財産担当 産学官官連 研究開発担当 専 携室 門人材育成担当
	企業立地課	企業誘致担当 ワンストップ サービス担当 産業立地政策 担当
	労働雇用課	略 雇用政策室 障害者就業

	健康対策課	生活習慣病担当 健康増進係 母子保健係 疾病・感染症 対策担当
生活環 境部	略	
	水・大気環 境課	水質担当 下水道担当 大気 担当 水道担当
	略	
	循環型社会 推進課	一般廃棄物担当 廃棄物指導 担当 廃棄物施設担当 略
	食の安全・ くらしの安 心推進課	食の安全担当 衛生指導担当 計量担当
	消費生活セ ンター	相談担当 指導担当
	景観まちづ くり課	景観づくり担当 まちづくり 推進担当 建築指導担当 都 市計画担当 土地利用担当
	略	
	住宅政策課	住宅企画担当 公営住宅担当
商工労 働部	略	
	産業開発課	経営革新支援担当 国際通商 担当 知的財産担当 産学官官連 推進室
	企業立地課	企業誘致担当 ワンストップ サービス担当
	産業技術セ ンター	総務課 研究企画室 研究企画担当 産 業デザイン担当 プロジェクト担当 体制整備担当 技術開発室 応用電子科 有機 材料科 機械素材研 生産システム科 究所 無機材料科 食品開発研 食品技術科 応用 究所 生物科
	労働雇用課	略 雇用政策室

		支援室	
農林水産部	略		
	生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対策担当 生産環境担当 水田作物担当 果樹担当 野菜担当 花き担当	
	略		
	林政課	森林企画係 林道係 森林計画係	
		林業・林産振興室	
森林保全課	保全係 造林保護係 森林整備担当		
略			
商工労働部・農林水産部	市場開拓室		
	開拓推進局	地産地消推進室	
県土整備部	県土総務課	略	
	技術企画課	略	
	略		
	治山砂防課	採石係 企画調査係 砂防係 治山係	
	空港港湾課	管理係 港湾係 空港係 漁港・漁場係 鳥取港利用促進担当	
略			

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(8) 略

(9) 局の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。)

(10) 略

消防課及び消防防災航空室 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

農林水産部	略		
	生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対策担当 水田作物担当 果樹担当 野菜担当 花き担当	
	略		
	林政課	森林企画係 森林環境係 森林経営担当	
		林産振興室	
森林保全課	保全係 林道係 造林保護係		
略			
商工労働部・農林水産部	市場開拓監	市場開拓室	
		地産地消推進室	
県土整備部	管理課	略	
	企画防災課	略	
	略		
	治山砂防課	採石係 企画調査係 砂防係 治山係	
	市瀬地区生活安定推進室		
空港港湾課	管理係 港湾係 空港係 漁港係 漁場係		
略			

(防災局各課の所掌事務)

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理課

(1)～(8) 略

(9) 局の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(10) 略

消防課及び消防防災航空室 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(12) 略

(13) 東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(14)及び(15) 略

(16) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。)。

(17)及び(18) 略

政策法務室及び県民室 略

#### 管財課

(1)～(5) 略

(6) 県有施設の保全に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

#### 職員課

(1)～(5) 略

(6) 職員の給与の支給手続に関すること(庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。)。

(7)及び(8) 略

自治研修所

県、市町村、地方公共団体の組合及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。

福利厚生室～財政課 略

税務課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略

(1)～(12) 略

(13) 東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び総合事務所の管理事務の総括に関すること。

(14)及び(15) 略

(16) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)。

(17)及び(18) 略

政策法務室及び県民室 略

教育・学術振興課

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(2) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。

(3) 科学技術の振興に関すること。

#### 管財課

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

#### 職員課

(1)～(5) 略

(6) 職員の給与の支給手続に関すること(庶務集中局集中化推進室の所掌に属するものを除く。)。

(7)及び(8) 略

自治研修所

県、市町村及び地方公共団体の組合の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。

福利厚生室～財政課 略

税務課

(1)～(4) 略

(5) 県税事務所に関すること。

(6) 略

(7) 略

人権局人権推進課及び人権局同和対策課 略

庶務集中局指導管理課

- (1)～(6) 略
- (7) 庶務及び会計事務の改革及び集中化の推進に関すること。
- (8) その他局内他課の所掌に属しないこと。
- 庶務集中局集中業務課
- (1) 庶務及び会計事務に係る集中処理に関すること。
- (2) 略
- (3) 会計（物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
- (4) 物品の取得及び処分に関すること。
- (5) 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関すること。

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

- (1)～(5) 略
- (6) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）
- (7) 略
- とっとりイメージ創出室及び広報課 略
- 地域自立戦略課
- (1)及び(2) 略
- (3) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 特定非営利活動法人に関すること。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- 青少年・文教課

- (1) 略

庶務集中局指導管理室

- (1)～(6) 略
- (7) その他局内他室の所掌に属しないこと。
- 庶務集中局集中化推進室
- (1) 庶務及び会計事務に係る集中化の推進及び集中処理に関すること。
- (2) 略

庶務集中局物品調達室

- (1) 会計（物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
- (2) 物品の取得及び処分に関すること。
- (3) 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものを除く。）に参加する者に必要な資格の決定に関すること。

（企画部各課の所掌事務）

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

- (1)～(5) 略
- (6) 部及び文化観光局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）
- (7) 略
- とっとりイメージ創出室及び広報課 略
- 地域自立戦略課
- (1)及び(2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- 協働推進課

- (1) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) 略



(2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。

(4) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること（私立幼稚園に関するものを除く。）。

(5) 科学技術の振興に関すること。

男女共同参画推進課

(1) 略

(2) 男女の労働環境の整備及び仕事と家庭の両立支援の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 略

情報政策課～統計課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 民工芸の振興に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課及び政策企画課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 略

地域資源振興室

文化観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

交流推進課 略

観光課

(1) 観光の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

男女共同参画推進課

(1) 略

(2) 男女の労働環境の整備並びに仕事及び育児の両立支援の促進に関すること。

(3) 略

情報政策課～統計課 略

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

(1) 略

(2) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 民芸の振興に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 局の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室及び政策企画課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 略

交流推進課 略

観光課

(1) 観光施策の企画に関すること。

(2) 観光事業の振興に関すること。

(3) 観光宣伝に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 観光振興に係る施設の整備に関すること。

(8) 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(19) 略

(20) 福祉事務所、保健所及び福祉人材研修センターに関すること。

(21) 略

(22) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。)

(23) 略

障害福祉課 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

子ども家庭課

(1)～(3) 略

(4) 私立幼稚園に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

医療政策課

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関すること(医療指導課の所掌に属するものを除く。)

(2) 医師、歯科医師等医療関係者に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

医療指導課

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課

(1)～(19) 略

(20) 福祉事務所及び保健所に関すること。

(21) 福祉人材研修センターに関すること。

(22) 略

(23) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(24) 略

障害福祉課 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 老人医療費に関すること。

(6) 略

(7) 国民健康保険に関すること。

(8) 国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(9) 略

子ども家庭課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

医務薬事課

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関すること。

(2) 医師、歯科医師等医療関係者の身分及び業務に関すること。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)の施行に関すること。

(4) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(5) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(1) 医療監視及び医療の安全の確保に関する  
こと。

(2) 老人医療費に関すること。

(3) 国民健康保険に関すること。

(4) 国民健康保険団体連合会の指導監督に関する  
こと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関  
すること。

(6) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指  
導及び取締りに関すること。

(7) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関する  
こと。

健康政策課

(1)及び(2) 略

(3) 自立支援医療（育成医療）に関すること。

(4)～(10) 略

(11) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防  
に関すること。

(12) 略

(13) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと  
する。

環境立県推進課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集  
中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

水・大気環境課及び衛生環境研究所 略

循環型社会推進課

(1)及び(2) 略

(3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関す  
ること。

(4) 略

くらしの安心推進課

(1) 略

(2) 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師に関する  
こと。

(3)～(6) 略

(7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業  
関係者に関すること。

健康対策課

(1)及び(2) 略

(3) 身体障害児の育成医療に関すること。

(4)～(10) 略

(11) 結核の予防に関すること。

(12) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

(13) 略

(14) 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりと  
する。

環境立県推進課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集  
中局各室の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

水・大気環境課及び衛生環境研究所 略

循環型社会推進課

(1)及び(2) 略

(3) リサイクルの推進に関すること。

(4) 略

(5) 下水道の終末処理場の維持管理の指導（環境  
大臣の権限に属するものに限る。）に関すること。

食の安全・くらしの安心推進課

(1) 略

(2) 調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及  
び業務に関すること。

(3)～(6) 略

(7) 理美容所、旅館、興行場等生活衛生関係営業  
の関係者の身分及び業務に関すること。

(8)～(11) 略

(12) 食品及び家庭用品の品質表示に関すること。

(13)及び(14) 略

(15) 略

(16) 略

消費生活センター 略

景観まちづくり課

(1)～(14) 略

(15) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

の施行に関すること。

公園自然課

(1)～(9) 略

(10) 鳥取県立大山自然歴史館、鳥取県立大山駐車場及び大山オオタカの森に関すること（管理に關

することを除く。）。

住宅政策課 略

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)～(10) 略

(11) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

産業開発課

(1)～(6) 略

(7) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに關

すること。

企業立地課 略

労働雇用課

(1)及び(2) 略

(3) 労働の福祉に関すること。

(4)～(7) 略

(8)～(11) 略

(12) 家庭用品品質表示に関すること。

(13)及び(14) 略

(15) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る

総合調整に関すること。

(16) 略

(17) 略

消費生活センター 略

景観まちづくり課

(1)～(14) 略

公園自然課

(1)～(9) 略

(10) 大山オオタカの森に関すること（管理に關

することを除く。）。

住宅政策課 略

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1)～(10) 略

(11) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）。

(12) 略

産業開発課

(1)～(6) 略

企業立地課 略

産業技術センター

(1) 産業技術に関する研究開発及び指導に關

すること。

(2) 産業技術に関する試験、分析等に関すること。

(3) 産業技術の研修に関すること。

(4) 産業技術に関する情報及び資料の収集及び提

供に関すること。

(5) 開放施設等の提供に関すること。

労働雇用課

(1)及び(2) 略

(3) 労働者の福利厚生に関すること。

(4)～(7) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(7) 略

(8) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。)

(9)及び(10) 略

農業大学校～経営支援課 略

生産振興課

(1) 農産物の生産に関すること。

(2) 略

(3) 野生鳥獣による農作物の被害対策に関すること。

(4) 略

畜産課～耕地課 略

林政課

(1) 略

(2) 林業担い手対策に関すること。

(3) 林業金融に関すること。

(4) 林道に関すること。

(5) 林道の災害復旧に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

森林保全課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 緑化の推進に関すること。

(9) 森林整備の推進に関すること(他課の所掌に

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(7) 略

(8) 部の予算経理及び庶務に関すること(庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。)

(9)及び(10) 略

農業大学校～経営支援課 略

生産振興課

(1) 農産物に関すること。

(2) 園芸作物及び工芸作物に関すること。

(3) 略

(4) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。

(5) 略

畜産課～耕地課 略

林政課

(1) 略

(2) 緑化推進に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 林業金融に関すること。

(11) 二十一世紀の森に関すること(管理に関することを除く。)

(12) 略

森林保全課

(1)及び(2) 略

(3) 林道に関すること。

(4) 略

(5) 林道の災害復旧に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

属するものを除く。)

(10) 二十一世紀の森に関すること(管理に関する  
ことを除く。)及びとっとり出会いの森の設置及  
び管理に関すること。

水産振興局水産課

(1)~(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 水産試験場、栽培漁業センター及びとっとり  
賀露かっこ館に関すること。

(12) 略

(13) 略

(市場開拓局各室の所掌事務)

第12条の2 市場開拓局各室の所掌事務は、次のとお  
りとする。

市場開拓局市場開拓室

(1) 商工物産の市場調査及び販路拡大に関するこ  
と。

(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査及び  
販路拡大に関すること。

(3) 特産品の愛用の促進に関すること。

(4) 物産振興及び匠の支援の総合調整に関するこ  
と。

(5) 伝統産業の振興に関すること。

市場開拓局地産地消推進室

地産地消の推進に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと  
する。

県土総務課

水産振興局水産課

(1)~(6) 略

(7) 水産業改良普及に関すること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 水産試験場及び栽培漁業センターに関するこ  
と。

(13) 略

(14) とっとり賀露かっこ館に関すること。

(15) 略

(市場開拓監の所掌事務)

第12条の2 市場開拓監の所掌事務は、次のとおりと  
する。

(1) 商工物産の市場調査及び販路拡大に関するこ  
と。

(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査及び  
販路拡大に関すること。

(3) 特産品の愛用の促進に関すること。

(4) 物産振興に関すること。

(5) 物産振興団体に関すること。

(6) 伝統産業の振興に関すること。

(7) 地産地消の推進に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりと  
する。

管理課

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

技術企画課 略

道路企画課

(1)～(7) 略

道路建設課 略

河川課

(1)～(8) 略

治山砂防課

(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(8) 略

(9) 智頭町市瀬地区の住民生活の安定に資する事業の総括に関すること。

(10) 智頭町市瀬地区等における地すべり等の監視及び観測に関すること。

空港港湾課

(1)～(5) 略

(6) 空港管理事務所、港湾事務所、鳥取港海友館及びみなとさかい交流館に関すること。

(7) 略

（行政監察監各室の所掌事務）

第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりとする。

行政監察室 略

建設事業評価室

(1)及び(2) 略

(3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。

(4) 略

(1)～(12) 略

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（庶務集中局各室の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

企画防災課 略

道路企画課

(1)～(7) 略

(8) 姫路鳥取線用地事務所に関すること。

道路建設課 略

河川課

(1)～(8) 略

(9) 旧中部ダム予定地域振興協議会に関すること。

治山砂防課

(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること。

(2)～(8) 略

市瀬地区生活安定推進室

(1) 智頭町市瀬地区の住民生活の安定に資する事業の総括に関すること。

(2) 智頭町市瀬地区等における災害復旧事業の調整に関すること。

(3) 智頭町市瀬地区等における地すべり等の監視及び観測に関すること。

空港港湾課

(1)～(5) 略

(6) 港湾事務所及び鳥取港海友館に関すること。

(7) 空港管理事務所に関すること。

(8) みなとさかい交流館に関すること。

(9) 略

（行政監察監の所掌事務）

第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりとする。

行政監察室 略

建設事業評価室

(1)及び(2) 略

(3) 略

(5) 略

(内部組織の所掌事務)

第15条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局等の長(以下「主管部局長」という。)及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

防災局	防災監
総務部	総務部長
企画部	企画部長
文化観光局	文化観光局長
福祉保健部	福祉保健部長
生活環境部	生活環境部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長
行政監察監	行政監察監

2 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うものである。

3 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものである。

4 防災監は、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさどる。

5 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。

6 部局等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を置くことができる。

(4) 略

(内部組織の所掌事務)

第15条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、主管する部等の長(以下「主管部長」という。)及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制)

第16条 部等、局及び課に、それぞれその長を置き、その事務を掌理する。

2 前項の規定により置く防災局長の長は、防災監とし、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せて掌理する。

3 第1項の規定により置く行政監察監の長は、行政監察監とする。

4 第1項の規定により置く市場開拓監の長は、市場開拓監とし、物産振興及び匠の支援の総合調整に関する事務を併せて掌理する。

5 部等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐を置くことができる。



- 7 略
- 8 部（福祉保健部を除く。）の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置くことができる。
- 9 略
- 10 課の内部組織である室の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、室長補佐を置くことができる。
- 11 部局等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部局等に理事監、参事監及び参事を置くことができる。
- 12 民芸振興官を文化観光局に置き、民芸の振興の総合調整に関する事務をつかさどる。

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）  
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		防災危機管理課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県情報	鳥取県情報公開条例（平成	県民室

- 6 略
- 7 部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を所掌する課に、当該事務を総括する課長補佐を置くことができる。
- 8 略
- 9 内部組織である室（衛生環境研究所を除く。）に室長補佐を置くことができる。
- 10 部等の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部等に理事監、参事監及び参事を置くことができる。
- 11 民芸振興官を文化観光局に置き、民芸の振興の総合調整に関する事務を掌理する。

（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）  
 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		防災危機管理課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育・学術振興課
鳥取県情報	鳥取県情報公開条例（平成	県民室

公開審議会	12年鳥取県条例第2号)第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、 <u>開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</u>		公開審議会	12年鳥取県条例第2号)第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに <u>開示決定等に係る不服申立て等</u> についての審議に関する事務	県民室	鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに <u>自己の個人情報の開示請求又は訂正請求に対する決定に係る不服申立て及び自己の個人情報の不適正な取扱いに係る是正の再申出</u> についての審議に関する事務	県民室
略			略		
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	青少年・文教課	鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)第2条の規定による日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所
鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	青少年・文教課(子ども家庭課が担当する事務を除く。) 子ども家庭課(私立幼稚園に関することに限	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	協働推進課

		る。)
略		
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化政策課
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並び	福祉保健課

略		
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	文化政策課
鳥取県観光総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第6号)第2条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	観光課
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第2項、第4項、第5項及び第8項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勧告並びに母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並び	福祉保健課

	に知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務			に知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定による障害者計画に関する事項の知事の諮問に対する答申並びに障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての知事に対する意見の具申並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条第5項の規定による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務	障害福祉課	鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	障害福祉課
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務		鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務	
略			略		
鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務	長寿社会課	鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務	長寿社会課
			鳥取県国民	国民健康保険法（昭和33年	

			健康保険審査会	法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療政策課	鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第2項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医務薬事課
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務		鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
			鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務	
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課	鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子・日野保健所結核診査協議会	結核予防法(昭和26年法律第96号)第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の県負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	健康対策課
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務				
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第3項の規定による感染症の患者、無症状病原体保有者又はその保護者に対する就業の制限の通知並	健康政策課	鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第1項の規定による感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告及び入院の期間の延長に関し必	

感染症査協 議会	びに感染症の患者又はその 保護者に対する入院の勧告、 入院の期間の延長及び結核 患者又はその保護者の医療 費の県負担の申請に関し必 要な事項の審議及び知事に 対する意見の具申に関する 事務	
略		
鳥取県生活 衛生営業審 議会	略	くらしの 安心推進 課
略		
鳥取県景観 審議会	鳥取県景観形成条例（平成 19年鳥取県条例第14号）第 26条の規定による景観形成 に関する事項の調査審議及 び景観形成に関する事項に ついての知事に対する意見 の具申に関する事務	景観まち づくり課
略		
鳥取県建築 審査会	建築基準法第78条の規定に よる特定行政庁又は建築主 事等の処分等に対する不服 申立ての裁定及び壁面線の 指定等に対する同意並びに 同法施行に関する重要事項 の調査審議に関する事務	
鳥取県建築 士審査会	建築士法第28条の規定によ る2級建築士試験及び木造 建築士試験に関する事務並 びに同法によりその権限に 属させられた事項の処理に 関する事務	
		経済政策 課

感染症査協 議会	要な事項の審議に関する事 務	
略		
鳥取県生活 衛生営業審 議会	略	食の安全 ・くらし の安心推 進課
略		
鳥取県景観 審議会	鳥取県景観形成条例（平成 5年鳥取県条例第3号）第 20条の規定による景観形成 に関する事項の調査審議及 び景観形成に関する事項に ついての知事に対する意見 の具申に関する事務	景観まち づくり課
略		
鳥取県建築 審査会	建築基準法第78条の規定に よる特定行政庁又は建築主 事の処分に対する異議申立 ての裁定及び壁面線の指定 等に対する同意並びに同法 施行に関する重要事項の調 査審議に関する事務	
鳥取県建築 士審査会	建築士法第28条の規定によ る2級建築士試験及び木造 建築士試験に関する事務並 びに同法によりその権限に 属させられた事項の処理に 関する事務	
鳥取県宅地 建物取引業 審議会	宅地建物取引業法（昭和27 年法律第176号）第73条の規 定による宅地建物取引業に 関する重要事項の調査審議 に関する事務	住宅政策 課
鳥取県中小 企業振興対 策審議会	鳥取県中小企業振興対策審 議会設置に関する条例（昭 和28年鳥取県条例第27号） 第1条及び第2条の規定に よる中小企業の堅実な振興	経済政策 課

					についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務
鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務			鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務
略			略		
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価にすることその他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）	産業開発課	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価にすることその他地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）	産業開発課
			鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条第1項の規定による農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	企業立地課
			鳥取県職業	職業能力開発促進法（昭和	労働雇用

			能力開発審議会	44年法律第64号)第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	課
略			略		
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	林政課	鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	林政課
			鳥取県水産業振興審議会	鳥取県水産業振興審議会条例(昭和40年鳥取県条例第35号)第2条の規定による鳥取県の水産業の振興に関する重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	水産課
略			略		
鳥取県建設工事紛争審査会	略	県土総務課	鳥取県建設工事紛争審査会	略	管理課
略			略		
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例(平成15年鳥取県条例第8号)第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室	鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例(平成15年鳥取県条例第8号)第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室
鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)第2条の規定による日野郡内における総合的かつ計画的な県政の	日野総合事務所			



運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務

(内部組織の所掌事務)

第20条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部局長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

第2節 総合事務所

(名称、位置及び所管区域)

第21条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭総合事務所	八頭郡 八頭町	八頭郡
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野総合事務所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織)

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東部 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画調整担当
		県民課	県民の声担当 地域振興担当 鳥取砂丘担当
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車

(内部組織の所掌事務)

第20条 地方機関の内部組織の所掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

		税係		
	課税課	課税第一係 課税第二係		
福祉保健局	福祉企画課	総務係 指導支援係		
	福祉支援課	保護係 母子福祉係		
	障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当		
	健康支援課	医薬・疾病対策班 健康づくり支援班		
生活環境局	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物係		
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係		
	建築住宅課	建築住宅係 営繕係 設備係		
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当		
	鳥取農業改良普及所			
	地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班		
	林業振興課	林政担当 普及担当 振興担当 林道担当		
県土整備局	建設総務課	建設業係		
	維持管理課	管理班 維持班 採石班		
	用地課	道路都市班 河川砂防班		
	計画調査課	地域計画班 設計調査班		
	道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班		
	河川砂防課	河川班 砂防班 治山班		
	鳥取環状道路建設推進室	用地班 工務班		
	山陰道推進室			
八頭総合事務所	県民局	企画県民課	総務係 会計担当 県民の声担当 地域振興担当	
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当	
			地域整備室	
		八頭農業改良普及所		
	林業振興課	林政担当 普及担当 振興担当 林道担当		
県土整備局	建設総務課	建設業係		
	維持管理課	管理班 維持班		

		用地課	道路整備班 河川砂防班	
		計画調査課	地域計画班 設計調査班	
		道路整備課	県道班 国道班 農道班	
		河川砂防課	河川班 砂防班 市瀬大呂地区整備班 治山班	
中部 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画調整担当	
		県民課	県民の声担当 商工労働担当	
		振興課	文化振興担当 地域振興担当	
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車税係	
		課税課	課税第一係 課税第二係	
	福祉保 健局	福祉企画課	指導支援係 介護保険係	
		福祉支援課	保護係 母子高齢者係	
		障害者支援 課	障害福祉係	
			心と女性の 相談室	
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康ととり推進係		
	生活環 境局	環境・循環 推進課	環境衛生係 廃棄物係	
		生活安全課	食品係 動物・自然公園係	
		建築住宅課	建築住宅係 営繕係 設備係	
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当	
		倉吉農業改 良普及所		
		東伯農業改 良普及所		
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班	
		大規模基盤 整備室	開発調査担当 事業推進担当	
		林業振興課	林政担当 普及担当 振興担当 林道担当	
	県土整 備局	建設総務課	建設業係	
		維持管理課	管理班 維持班	
用地課		道路都市班 河川砂防班		
計画調査課		地域計画班 設計調査班		
道路都市課		県道班 国道班 農道班		

			都市計画班	
		河川砂防課	河川みなと班 砂防班 治山班	
西部 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当 企画 調整担当	
		県民課	県民の声担当 地域振興 担当	
		振興課	国際担当 文化担当	
			大山中海観 光室	
			大山自然歴 史館	
商工労働課	商工担当 労働担当			
県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車 税係		
	課税課	課税第一係 課税第二係		
	日野支所			
福祉保 健局	福祉企画課	総務係 指導支援係		
	福祉支援課	保護係 母子高齢者係		
	障害者支援 課	障害者支援係		
		心と女性の 相談室		
健康支援課	医薬係 感染症・疾病対 策係 健康増進係			
生活環 境局	環境・循環 推進課	環境衛生係 廃棄物係		
	生活安全課	食品係 動物・自然公園 係		
	建築住宅課	建築住宅係 営繕係 設 備係		
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援 担当		
	米子農業改 良普及所			
	大山農業改 良普及所			
	地域整備課	管理班 総合整備班 技 術指導班		
	大山・弓浜 農業用水対 策室	中海地域事業班 大山地 域事業班		
	林業振興課	林政・林道担当 普及担 当 振興担当		
	中海干拓営 農センター			

県土整備局	建設総務課	建設業係	
	維持管理課	管理班 維持班	
	用地課	道路都市班 河川砂防班	
	計画調査課	地域計画班 設計調査班 山陰道推進担当	
	米子空港整備室		
	道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班	
	河川砂防課	河川みなと班 砂防班 治山班	
日野総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計担当
		県民課	郡民の窓口係 自然活用係 地域振興係
	福祉保健局	福祉総務課	総務係 福祉係
		保健衛生課	衛生係 指導係
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
		日野農業改良普及所	
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班
		林業振興課	林政担当 普及担当 振興担当 林道担当
	県土整備局	建設総務課	建設業係
		維持管理課	管理班 維持班
用地課		道路整備班 河川砂防班	
計画調査課		地域計画班 設計調査班	
道路整備課		県道班 国道班 農道班	
河川砂防課		河川砂防班 治山班	

( 県民局各課の所掌事務 )

第22条の2 県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること(中部総合事務所に限る。)
- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。

- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 県税相談に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (6) 人権施策の推進に関すること。
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所を除く。）
- (8) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (9) 地域情報化の相談に関すること（東部総合事務所を除く。）
- (10) 文化芸術の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (11) 国際交流の推進に関すること（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (12) 旅券の発給に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (13) 観光の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (14) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関すること（東部総合事務所に限る。）
- (15) 建築確認申請の受付に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (16) 自然公園に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (17) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (18) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (19) 森づくり活動に関すること（日野総合事務所に限る。）

県民局企画県民課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (5) 情報公開に係る事務に関すること。
- (6) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (7) 行政手続に係る事務に関すること。
- (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (9) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (10) 文化芸術の振興に関すること。

- (11) 観光の振興に関すること。
- (12) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局振興課

- (1) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所に限る。）
- (2) 文化芸術の振興に関すること。
- (3) 国際交流の推進に関すること（西部総合事務所に限る。）
- (4) 旅券の発給に関すること（西部総合事務所に限る。）
- (5) 観光の振興に関すること。
- (6) 大山地域の振興に関すること（西部総合事務所に限る。）
- (7) 鳥取県立大山自然歴史館及び鳥取県立大山駐車場の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）

県民局商工労働課

- (1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。
- (2) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせん申請の受理を含む。）

（県税局各課の所掌事務）

第22条の3 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

県税局収税課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 県税に係る延滞金の減免に関すること。
- (6) 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。
- (7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。
- (8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受理に関すること（東部総合事務所に限る。）
- (9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金（延

滞金を除く。)の減免に関すること。

(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

(11) 納税貯蓄組合の指導に関すること。

(12) 県税局の庶務に関すること(県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。)

(13) その他局内他課の所掌に属しない県税行政に関すること。

#### 県税局課税課

(1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。

(2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に関すること。

(3) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

#### 県税局日野支所

(1) 県税に係る周知宣伝に関すること。

(2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。

(3) 県税に係る納税証明書の交付に関すること。

(4) 県税に係る申告書等の受理に関すること。

#### (福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

#### 福祉保健局福祉企画課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関すること。

(3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(4) 介護保険に関すること。

(5) 老人保健福祉計画の推進に関すること(東部総合事務所に限る。)

(6) 救済援護に必要な物資に関すること。

(7) 災害救助に関すること。

(8) 民生委員・児童委員に関すること。

(9) 社会福祉施設に関すること。

(10) 児童の福祉に関すること(福祉事務所の所掌に属するものを除く。)

(11) 児童福祉施設に関すること。



(12) 福祉保健局の庶務（東部総合事務所にあっては鳥取県立鳥取療育園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を、西部総合事務所にあっては鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。）に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

(13) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行政に関すること。

福祉保健局福祉支援課

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所を除く。）。

(2) 生活保護に係る連絡調整に関すること。

(3) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

福祉保健局障害者支援課

(1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。

(2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること（東部総合事務所を除く。）。

(3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。

(4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（東部総合事務所を除く。）。

福祉保健局健康支援課

地域保健医療計画の推進に関すること。

福祉保健局福祉総務課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。

(3) 社会福祉統計及び人口動態統計に関すること。

(4) 介護保険に関すること。

(5) 救済援護に必要な物資に関すること。

(6) 災害救助に関すること。

(7) 民生委員・児童委員に関すること。

(8) 生活保護に係る連絡調整に関すること。

(9) 児童の福祉に関すること（福祉事務所の所掌に属するものを除く。）。

(10) 児童福祉施設に関すること。

(11) 母子及び寡婦の福祉に関すること。

(12) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

(13) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行政に関すること。

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (2) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業関係者に関すること。
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (4) 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- (5) 温泉に関すること。
- (6) 食品衛生に関すること。
- (7) 調理師等食品関係者に関すること。
- (8) と畜場及びと畜に関すること。
- (9) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (10) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農業に関すること。
- (11) 狂犬病予防に関すること。
- (12) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (13) 公害対策に関すること。
- (14) 自然環境の保護に関すること。
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (16) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (18) 衛生統計に関すること。
- (19) その他環境衛生及び生活環境に関すること。

（生活環境局各課の所掌事務）

第22条の5 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 環境保全、生活衛生、建築及び住宅に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業関係者に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に

関する法律の施行に関すること。

- (5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- (6) 温泉に関すること。
- (7) 公害対策に関すること。
- (8) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (10) 生活環境局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）
- (11) その他局内他課の所掌に属しない生活環境行政に関すること。  
生活環境局生活安全課  
次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 調理師等食品関係者に関すること。
- (3) と畜場及びと畜に関すること。
- (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (5) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農業に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 自然環境の保護に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (10) 自然公園に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）
- (11) その他生活環境に関すること。
- (12) 大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）  
生活環境局建築住宅課  
次に掲げる事務（第6号から第9号までに掲げる事務にあつては、県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）

- (1) 建築及び住宅行政に関すること。
- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成の指導（建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 都市公園に関すること。
- (8) 屋外広告物に関すること。

(9) 開発行為に係る許可等に関すること。

(農林局各課の所掌事務)

第22条の6 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局農業振興課

次に掲げる事務(第16号から第20号までに掲げる事務にあつては、八頭総合事務所に限る。)

- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関すること。
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業共済に関すること。
- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 景観形成の指導(都市計画区域外における土地(農地に限る。)の区画形質の変更に係るものに限る。)に関すること。
- (14) 農業構造改善に関すること。
- (15) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (16) 土地改良事業(広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。)に関すること。
- (17) 土地改良区に関すること。
- (18) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- (19) 農業水利の調整に関すること。
- (20) 農業集落排水事業に関すること。
- (21) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。)
- (22) その他局内他課の所掌に属しない農林水産行政に関すること。

農林局鳥取農業改良普及所

次に掲げる事務(以下「普及所の事務」という。)

- (1) 改良普及員(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第1項の普及指導員を含む。)の行う事務により得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び

知識の普及指導を総合するための活動に関するこ  
と。

(2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善  
に関する情報の提供に関すること。

(3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談  
その他の活動に関すること。

農林局八頭農業改良普及所

普及所の事務

農林局倉吉農業改良普及所

倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町の区域に  
おける普及所の事務

農林局東伯農業改良普及所

東伯郡琴浦町及び同郡北栄町の区域における普及  
所の事務

農林局米子農業改良普及所

米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及  
び同郡伯耆町の区域における普及所の事務

農林局大山農業改良普及所

西伯郡大山町の区域における普及所の事務

農林局日野農業改良普及所

普及所の事務

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁  
業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。）に  
関すること。

(2) 土地改良区に関すること。

(3) 農地及び農業用施設の災害復旧に関するこ  
と。

(4) 農業水利の調整に関すること。

(5) 農業集落排水事業に関すること。

農林局林業振興課

(1) 林業団体の振興対策に関すること。

(2) 林業金融に関すること。

(3) 林産物の生産指導に関すること。

(4) 県営林事業に関すること。

(5) 森林国営保険に関すること。

(6) 林業技術普及に関すること。

(7) 林業経営指導に関すること。

(8) 森林計画の実行に関すること。

(9) 林業構造改善に関すること。

(10) 造林及び林業種苗に関すること。

(11) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。

(12) 特用林産物の生産指導に関すること。

(13) 保安林の保護取締に関すること。

(14) 緑化の推進に関すること。

- (15) 森林整備の推進に関すること（県民局県民課の所掌に属するものを除く。）。
- (16) 林野の保全に関すること。
- (17) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
- (18) 林道に関すること。
- (19) 景観形成の指導（木竹の伐採及び都市計画区域外における土地（農地を除く。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (20) 森林整備の地域活動支援に関すること。  
農林局大規模基盤整備室
- (1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
- (2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。  
農林局大山・弓浜農業用水対策室
- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
- (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。  
農林局中海干拓営農センター  
中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農の確立に関すること。

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の7 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

- 県土整備局建設総務課
- (1) 建設業に関すること。
- (2) 事務所の所管する土木建築工事の入札に関すること。
- (3) 事務所の車両に関すること。
- (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) その他局内他課の所掌に属しない県土整備行政に関すること。  
県土整備局維持管理課
- (1) 県土整備部の所掌に係る許認可等（局内他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下「道路等」という。）の維持修繕に関すること。
- (3) 都市公園の修繕に関すること（中部総合事務所に限る。）。
- (4) 道路等の境界確定及び用途廃止に関すること。
- (5) 道路技術員の業務に関すること。
- (6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔そ

その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

(7) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市公園に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

県土整備局用地課

(1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。

(3) 不動産の登記に関すること。

県土整備局計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること。

(2) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）に関すること。

(3) 土木工事の設計審査に関すること。

(4) 山陰道の建設に係る調整に関すること（西部総合事務所に限る。）。

県土整備局米子空港整備室

(1) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること。

(2) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること。

(3) 米子空港の整備に関連する事業に関すること。

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事及び都市計画事業（下水道に関する事業を除く。）に係る工事（以下この項において「道路工事等」という。）の調査設計に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。

(3) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関すること（中部総合事務所に限る。）。

(4) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること（中部総合事務所に限る。）。

(5) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

県土整備局河川砂防課

- (1) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関すること。
- (2) 河川工事、海岸工事及び砂防工事（以下この項において「河川工事等」という。）の調査設計に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 河川工事等の施工及び指導監督に関すること。
- (4) 港湾工事の調査設計に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 港湾工事の施工及び指導監督に関すること。
- (6) ダムの維持管理に関すること。
- (7) 治山事業に関すること（農林局林業振興課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関すること。

県土整備局鳥取環状道路建設推進室

- (1) 鳥取環状道路に関する工事（以下「鳥取環状道路工事」という。）に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- (2) 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。
- (3) 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。
- (4) 鳥取環状道路工事の施工及び指導監督に関すること。

県土整備局山陰道推進室

- (1) 山陰道の建設に関連する県事業に関すること。
- (2) 山陰道の建設に係る調整に関すること。

第3節 防災局の所管に属する機関

(設置)

第23条 略

(所掌事務)

第24条 消防学校は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第4節 総務部の所管に属する機関

第1款 東京事務所

第2節 防災局の所管に属する機関

(設置)

第20条の2 略

(所掌事務)

第20条の3 消防学校は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第26条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を所掌する。

第3節 総務部の所管に属する機関

第1款 東京事務所



(設置)  
第25条 略

(所掌事務)  
第26条 略

(内部組織)  
第27条 略

第2款 大阪事務所

(設置)  
第28条 略

(所掌事務)  
第29条 略

(内部組織)  
第30条 大阪事務所に商工観光課及び物産流通課を置く。

第3款 名古屋事務所

(設置)  
第31条 略

(所掌事務)  
第32条 略

(設置)  
第21条 略

(所掌事務)  
第22条 略

(内部組織)  
第23条 略

第2款 大阪事務所

(設置)  
第24条 略

(所掌事務)  
第25条 略

(内部組織)  
第26条 大阪事務所に商工観光課及び農産流通課を置く。

第3款 名古屋事務所

(設置)  
第27条 略

(所掌事務)  
第28条 略

第4款 総合事務所

(名称、位置及び所管区域)

第29条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭総合事務所	八頭郡 八頭町	八頭郡
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

鳥取県日野総合事務所	日野郡 日野町	日野郡
------------	------------	-----

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課、農業改良普及所、支所及びセンターを置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東部総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企画調整担当
		県民課	県民の声担当 地域振興担当 鳥取砂丘室
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
		課税課	直税第一係 直税第二係 間税係 外形標準課税担当
	福祉保健局	福祉企画課	総務係 指導支援係 福祉と保健の相談室
		福祉支援課	保護係 母子福祉係
		障害者支援課	障害福祉担当 精神保健担当
		健康支援課	医薬・疾病対策班 健康づくり支援班
生活環境局		環境・循環推進課	
		生活安全課	
		建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設備班
農林局		農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
		鳥取農業改良普及所	
		気高農業改良普及所	
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班
		林業振興課	林政担当 振興担当 林道担当
県土整備局		建設総務課	建設業係
		維持管理課	管理班 維持班 採石班
		用地課	道路都市班 河川砂防班

		計画調査課	地域計画班 設計調査班
		道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班
		河川砂防課	河川班 砂防班 治山班
		鳥取環状道路建設推進室	用地班 工務班
八頭 総合 事務所	県民局	企画県民課	総務係 会計係 県民の 声担当 地域振興担当
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援 担当
		八頭農業改良普及所	
		地域整備課	管理班 総合整備班 技 術指導班
		林業振興課	林政担当 振興担当 林 道担当
	県土整 備局	建設総務課	建設業係
		維持管理課	管理班 維持班
		用地課	道路整備班 河川砂防班
		計画調査課	地域計画班 設計調査班
		道路整備課	県道班 国道班 農道班
河川砂防課		河川班 砂防班 市瀬大 呂地区整備班 治山班	
中部 総合 事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企画調 整担当
		県民課	県民の声担当 商工労働 担当
		振興課	文化観光担当 地域振興 担当
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車 税係
		課税課	直税第一係 直税第二係 間税係
	福祉保 健局	福祉企画課	指導支援係 介護保険係
		福祉支援課	保護係 母子高齢者係
		障害者支援 課	障害福祉係
			心と女性の 相談室
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対 策係 健康増進係	
生活環 境局	環境・循環 推進課		
	生活安全課		
	建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設	

		備班		
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当		
	倉吉農業改良普及所			
	東伯農業改良普及所			
	地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班		
	大規模基盤整備室	開発調査担当 事業推進担当		
	林業振興課	林政担当 振興担当 林道担当		
県土整備局	建設総務課	建設業係		
	維持管理課	管理班 維持班		
	用地課	道路都市班 河川砂防班		
	計画調査課	地域計画班 設計調査班 旧中部ダム予定地域振興担当		
	道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班		
	河川砂防課	河川みなと班 砂防班 治山班		
西部総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係 企画調整担当	
		県民課	県民の声担当 地域振興担当	
		振興課	国際担当 文化担当	
			大山中海観光室	観光担当
			大山自然歴史館	大山自然歴史館担当
	商工労働課	商工担当 労働担当		
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動車税係	
		課税課	直税第一係 直税第二係 間税係	
		日野支所		
	福祉保健局	福祉企画課	総務係 指導支援係	
福祉支援課		保護係 母子高齢者係		
障害者支援課		障害者支援係		
		心と女性の相談室		
健康支援課		医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係		

生活環境局	環境・循環推進課		
	生活安全課		
	建築住宅課	建築住宅班 営繕班 設備班	
農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当	
	米子農業改良普及所		
	大山農業改良普及所		
	地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班	
	大山・弓浜農業用水対策室	中海地域事業班 大山地域事業班	
	林業振興課	林政・林道担当 振興担当	
	中海干拓営農センター		
県土整備局	建設総務課	建設業係	
	維持管理課	管理班 維持班	
	用地課	道路都市班 河川砂防班	
	計画調査課	地域計画班 設計調査班	
	米子空港整備室		
	道路都市課	県道班 国道班 農道班 都市計画班	
河川砂防課	河川みなと班 砂防班 治山班		
日野総合事務所	県民局	企画総務課	総務係 会計係
		県民課	県民の声・税務担当 市町村・商工労働担当 地域振興担当
	福祉保健局	福祉総務課	総務係 福祉係
		保健衛生課	衛生係 指導係
	農林局	農業振興課	生産流通担当 経営支援担当
		日野農業改良普及所	
		地域整備課	管理班 総合整備班 技術指導班
		林業振興課	林政担当 振興担当 林道担当
	県土整備局	建設総務課	建設業係

備局	維持管理課	管理班 維持班
	用地課	道路整備班 河川砂防班
	計画調査課	地域計画班 設計調査班
	道路整備課	県道班 国道班 農道班
	河川砂防課	河川砂防班 治山班

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所県税局各課、同所福祉保健局各課及び同所生活環境局各課にあつては八頭総合事務所の所管区域内に係るものを、西部総合事務所県税局各課及び同所生活環境局建築住宅課にあつては日野総合事務所の所管区域内に係るものを含むものとする。

県民局企画総務課

- (1) 事務所内の総合調整に関すること。
- (2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。
- (3) 災害対策地方支部に関すること。
- (4) 旅券の発給に関すること（中部総合事務所に限る。）
- (5) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局県民課

- (1) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (2) 情報公開に係る事務に関すること。
- (3) 個人情報保護に係る事務に関すること。
- (4) 行政手続に係る事務に関すること。
- (5) 県税相談に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (6) 人権施策の推進に関すること。
- (7) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所を除く。）
- (8) 特定非営利活動法人等に関すること。
- (9) 地域情報化の相談に関すること（東部総合事務所を除く。）
- (10) 文化芸術の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (11) 国際交流の推進に関すること（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (12) 旅券の発給に関すること（日野総合事務所に限る。）
- (13) 観光の振興に関すること（東部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）
- (14) 鳥取砂丘及び山陰海岸地域の振興に関すること（東部総合事務所に限る。）
- (15) 建築確認申請の受付けに関すること（日野総合事務所に限る。）

(16) 自然公園に関すること（日野総合事務所に限る。）

(17) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）

(18) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）（中部総合事務所及び日野総合事務所に限る。）

県民局企画県民課

(1) 事務所内の総合調整に関すること。

(2) 事務所及び県民局の庶務に関すること。

(3) 災害対策地方支部に関すること。

(4) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(5) 情報公開に係る事務に関すること。

(6) 個人情報保護に係る事務に関すること。

(7) 行政手続に係る事務に関すること。

(8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 特定非営利活動法人等に関すること。

(10) 文化芸術の振興に関すること。

(11) 観光の振興に関すること。

(12) その他事務所内他課の所掌に属しないこと。

県民局振興課

(1) 過疎・中山間地域の振興に関すること（中部総合事務所に限る。）

(2) 文化芸術の振興に関すること。

(3) 国際交流の推進に関すること（西部総合事務所に限る。）

(4) 旅券の発給に関すること（西部総合事務所に限る。）

(5) 観光の振興に関すること。

(6) 大山地域の振興に関すること（西部総合事務所に限る。）

(7) 鳥取県立大山自然歴史館に関すること（西部総合事務所に限る。）

(8) 鳥取県立大山駐車場の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）

県民局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(2) 労働相談その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）

県税局収税課

(1) 県税に係る連絡調整に関すること。

(2) 県税局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）

県税局課税課

県税に係る連絡調整に関すること（県税局収税課の所掌に属するものを除く。）

福祉保健局福祉企画課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。

(2) 保健及び福祉関係職員の研修の企画調整に関すること。

(3) 社会福祉統計、人口動態統計及び衛生統計に関すること。

(4) 福祉のまちづくりの推進に関すること。

(5) 介護保険に関すること。

(6) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（東部総合事務所に限る。）

(7) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所に限る。）

(8) 福祉保健局の庶務（東部総合事務所において鳥取県立鳥取療育園、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取看護専門学校及び鳥取県立精神保健福祉センターの庶務を、西部総合事務所において鳥取県米子児童相談所の庶務を含む。）に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）

(9) その他局内他課の所掌に属しない福祉保健行政に関すること。

福祉保健局福祉支援課

(1) 老人保健福祉計画の推進に関すること（東部総合事務所を除く。）

(2) 生活保護及び母子福祉等に係る連絡調整に関すること。

福祉保健局障害者支援課

(1) 障害者福祉に係る連絡調整に関すること。

(2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。

(3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること。

(4) 保健及び福祉に関する総合相談窓口に関すること（東部総合事務所を除く。）

福祉保健局健康支援課

地域保健医療計画の推進に関すること。

福祉保健局福祉総務課

(1) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に



関すること。

(2) 保健及び福祉についての総合相談窓口に関する  
こと。

(3) 保健及び福祉に係る関係職員の研修の企画調  
整に関すること。

(4) 社会福祉統計及び人口動態統計に関する  
こと。

(5) 介護保険に関すること。

(6) その他局内他課の所掌に属しない事項に関する  
こと。

(7) 福祉保健局の庶務に関すること（県民局企画  
総務課の所掌に属するものを除く。）。

福祉保健局保健衛生課

次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除  
く。）を所掌する。

(1) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関  
すること。

(2) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業  
の関係者の身分及び業務に関すること。

(3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に  
関する法律の施行に関すること。

(4) 上水道及び下水道の衛生に関すること。

(5) 温泉に関すること。

(6) 食品衛生に関すること。

(7) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関する  
こと。

(8) と畜場及びと畜に関すること。

(9) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

(10) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関  
すること。

(11) 狂犬病予防に関すること。

(12) 動物の愛護及び管理に関すること。

(13) 公害対策に関すること。

(14) 自然環境の保護に関すること。

(15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。

(16) 保健衛生の試験検査に関すること。

(17) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又  
は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

(18) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(19) 衛生統計に関すること。

(20) その他環境衛生及び生活環境に関すること。

生活環境局環境・循環推進課

次に掲げる事務（第2号から第11号までに掲げる  
事務にあつては、保健所の所掌に属するものを除  
く。）を所掌する。

- (1) 環境保全、生活衛生、建築及び住宅に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- (3) 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
- (5) 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- (6) 温泉に関すること。
- (7) 公害対策に関すること。
- (8) 保健衛生の試験検査に関すること。
- (9) 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (11) その他環境衛生に関すること。
- (12) 生活環境局の庶務に関すること（県民局企画総務課の所掌に属するものを除く。）
- (13) その他局内他課の所掌に属しない事項に関すること。

生活環境局生活安全課

次に掲げる事務（第1号から第11号までに掲げる事務にあっては、保健所の所掌に属するものを除く。）を所掌する。

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
- (3) と畜場及びと畜に関すること。
- (4) 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- (5) 肥料（分析及び鑑定を除く。）及び農薬に関すること。
- (6) 狂犬病予防に関すること。
- (7) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (8) 自然環境の保護に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (10) 自然公園に関すること。
- (11) その他生活環境に関すること。
- (12) 大山オオタカの森の管理に関すること（西部総合事務所に限る。）

生活環境局建築住宅課

- (1) 建築及び住宅行政に関すること。
- (2) 県営住宅の管理事務に関すること。
- (3) 営繕工事の調査、設計、施工及び指導監督に関すること。
- (4) 住宅金融公庫委託業務に関すること。

- (5) 建築物の評価に関すること。
- (6) 景観形成の指導(建築物等(広告塔、広告板、  
装飾塔その他これらに類する工作物を除く。)の  
新築、増築、改築、移転又は外観の変更に係るも  
のに限る。)に関すること。
- (7) 景観形成の指導(広告塔、広告板、装飾塔そ  
の他これらに類する工作物の新築、増築、改築、  
移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区  
域における土地の区画形質の変更に係るものに限  
る。)に関すること(県土整備局維持管理課の所  
掌に属するものを除く。)
- (8) 都市公園に関すること(県土整備局維持管理  
課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 屋外広告物に関すること(県土整備局維持管  
理課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 開発行為に係る許可等に関すること(県土整  
備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)  
農林局農業振興課
- (1) 農林局内の総合調整に関すること。
- (2) 地域農林水産業振興対策に関すること。
- (3) 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する  
こと。
- (4) 農業金融対策に関すること。
- (5) 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業共済に関すること。
- (8) 果樹等特産物振興対策に関すること。
- (9) 自作農創設維持に関すること。
- (10) 畜産振興対策及び経営支援に関すること。
- (11) 草地改良に関すること。
- (12) 家畜衛生に関すること。
- (13) 景観形成の指導(都市計画区域外における土  
地(農地に限る。)の区画形質の変更に係るもの  
に限る。)に関すること。
- (14) 農業構造改善に関すること。
- (15) 野生鳥獣による農作物の被害に関すること。
- (16) その他局内他課及び農業改良普及所の所掌に  
属しない農林水産行政に関すること。
- (17) 農林局の庶務に関すること(県民局企画総務  
課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除  
く。)  
農林局鳥取農業改良普及所  
鳥取市(農林局気高農業改良普及所が所掌する区  
域を除く。)及び岩美郡の区域において、次に掲げ  
る事務(以下「普及所の事務」という。)を所掌す

る。

(1) 改良普及員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員を含む。）の行う事務により得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

(2) 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供に関すること。

(3) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。

農林局気高農業改良普及所

鳥取市（鳥取市気高町、同市鹿野町及び同市青谷町の区域に限る。）の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局八頭農業改良普及所

普及所の事務を所掌する。

農林局倉吉農業改良普及所

倉吉市、東伯郡三朝町及び同郡湯梨浜町の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局東伯農業改良普及所

東伯郡琴浦町及び同郡北栄町の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局米子農業改良普及所

米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局大山農業改良普及所

西伯郡大山町の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局日野農業改良普及所

普及所の事務を所掌する。

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。第3号及び第5号において同じ。）に関すること。

(2) 土地改良区に関すること。

(3) 土地改良事業に係る調査に関すること。

(4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

(5) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(6) 農業水利の調整に関すること。

(7) 農業集落排水事業に関すること。

農林局林業振興課

(1) 林業団体の振興対策に関すること。

- (2) 林業金融に関すること。
  - (3) 林産物の生産指導に関すること。
  - (4) 県営林事業に関すること。
  - (5) 森林国営保険に関すること。
  - (6) 林業技術普及に関すること。
  - (7) 林業経営指導に関すること。
  - (8) 森林計画の実行に関すること。
  - (9) 林業構造改善に関すること。
  - (10) 造林及び林業種苗に関すること。
  - (11) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
  - (12) 特用林産物の生産指導に関すること。
  - (13) 保安林の保護取締に関すること。
  - (14) 緑化推進に関すること。
  - (15) 林野の保全に関すること。
  - (16) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
  - (17) 林道に関すること。
  - (18) 景観形成の指導（木竹の伐採及び都市計画区域外における土地（農地を除く。）の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること。
  - (19) 森林整備の地域活動支援に関すること。
- 農林局大規模基盤整備室
- (1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
  - (2) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。
- 農林局大山・弓浜農業用水対策室
- (1) 大山山麓地区土地改良事業に関すること。
  - (2) 弓浜半島地区土地改良事業に関すること。
- 農林局中海干拓営農センター
- 中海干拓地における営農技術の向上及び畑作営農の確立に関すること。
- 県土整備局建設総務課
- (1) 建設業に関すること。
  - (2) 生活環境局、農林局及び県土整備局の所管する土木建築工事の入札に関すること。
  - (3) その他局内他課の所掌に属しない土木行政に関すること。
  - (4) 県土整備局の庶務に関すること（県民局企画総務課又は県民局企画県民課の所掌に属するものを除く。）
- 県土整備局維持管理課
- (1) 県土整備部の所掌に係る許認可等（局内他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
  - (2) 道路、河川、港湾、海岸及び砂防設備（以下「道路等」という。）の維持修繕に関すること。
  - (3) 都市公園の修繕に関すること。

(4) 道路等の境界確定及び用途廃止に関すること。

(5) 道路技術員の業務に関すること。

(6) 景観形成の指導（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類する工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更、土石の採取及び都市計画区域における土地の区画形質の変更に係るものに限る。）に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

(7) 開発行為に係る許可等、屋外広告物及び都市公園に関すること（八頭総合事務所及び日野総合事務所に限る。）。

県土整備局用地課

(1) 土木工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること（鳥取環状道路に関する工事（以下「鳥取環状道路工事」という。）に係るものを除く。）。

(2) 土木工事に係る損害の賠償又は補償に関すること（鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(3) 不動産の登記に関すること。

県土整備局計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること（鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(2) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛かりを含む。）に関すること。

(3) 土木工事の設計審査に関すること。

(4) 旧中部ダム予定地域の振興に関すること（中部総合事務所に限る。）。

県土整備局米子空港整備室

(1) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること。

(2) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること。

(3) 米子空港の整備に関連する事業に関すること。

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事（鳥取環状道路工事を除く。）及び都市計画事業（下水道に関する事業を除く。）に係る工事（以下この項において「道路工事等」という。）の調査設計に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属するもの及び鳥取環状道路工事に係るものを除く。）。

(2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。

(3) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施

工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理  
に関すること（中部総合事務所に限る。）。

(4) 流域関連公共下水道事業の指導に関すること  
（中部総合事務所に限る。）。

(5) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財  
源身替農道整備事業に関すること。

県土整備局河川砂防課

(1) 災害復旧工事に係る事務の取りまとめに関す  
ること。

(2) 河川工事、海岸工事及び砂防工事（以下この  
項において「河川工事等」という。）の調査設計  
に関すること（県土整備局計画調査課の所掌に属  
するものを除く。）。

(3) 河川工事等の施工及び指導監督に関するこ  
と。

(4) 港湾工事の調査設計に関すること（県土整備  
局計画調査課の所掌に属するもの及び東部総合事  
務所を除く。）。

(5) 港湾工事の施工及び指導監督に関すること  
（東部総合事務所を除く。）。

(6) ダムの維持管理に関すること（日野総合事務  
所を除く。）。

(7) 治山事業に関すること（農林局林業振興課の  
所掌に属するものを除く。）。

(8) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関するこ  
と（東部総合事務所を除く。）。

県土整備局鳥取環状道路建設推進室

(1) 鳥取環状道路工事に必要な土地等の取得及び  
地上物件の移転に関すること。

(2) 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償  
に関すること。

(3) 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。

(4) 鳥取環状道路工事の施工及び指導監督に関す  
ること。

#### 第4款 公文書館

（名称及び位置）

第33条 略

（所掌事務）

第34条 略

#### 第5款 公文書館

（名称及び位置）

第31条 略

（所掌事務）

第32条 略

#### 第6款 県税事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第33条 県税事務所設置条例(昭和25年鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

2. 県税事務所設置条例第6条第1項の規定により設置された県税事務所の支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県西部県税事務所日野支所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部県税事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係 外形標準課税担当
鳥取県中部県税事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係
鳥取県西部県税事務所	収税課	管理係 徴収係 自動車税係
	課税課	直税第一係 直税第二係 間税係
鳥取県西部県税事務所日野支所		

2. 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。



(3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関する  
こと。

(4) 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する  
こと。

(5) 県税に係る延滞金の減免に関する  
こと。

(6) 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締  
りに関すること。

(7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦  
課及び課税免除に関する  
こと。

(8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の  
受理に関する  
こと（東部県税事務所に限る。）。

(9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金（延  
滞金を除く。）の減免に関する  
こと。

(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦  
課及び徴収に関する犯則の取締りに関する  
こと。

(11) 納税貯蓄組合の指導に関する  
こと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属  
しない県税事務所の所掌事務に関する  
こと。

課税課

(1) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）  
に係る徴収金の賦課及び課税免除に関する  
こと。

(2) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）  
に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関する  
こと。

(3) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）  
に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関す  
ること。

3. 西部県税事務所日野支所の所掌事務は、次のとお  
りとする。

(1) 県税に係る周知宣伝に関する  
こと。

(2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関する  
こと。

(3) 県税に係る納税証明書の交付に関する  
こと。

(4) 県税に係る申告書等の受理に関する  
こと。

第7款 略

第4節 略

第5節 略

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、そ

第5款 略

第5節 略

第6節 略

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、そ

それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	略	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 略

(2) 略

福祉支援課

(1)～(8) 略

(9) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること。

(10) 略

障害者支援課 略

福祉総務課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること。

(14) 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ

それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉企画課	総務係 指導支援係
		福祉と保健の相談室
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課

(1) 救済援護に必要な物資に関すること。

(2) 災害援助に関すること。

(3) 略

(4) 民生委員・児童委員に関すること。

(5) 略

(6) 社会福祉施設に関すること。

福祉支援課

(1)～(8) 略

(9) 児童の福祉に関すること。

(10) 児童福祉施設に関すること。

(11) 略

障害者支援課 略

福祉総務課

(1)及び(2) 略

(3) 救済援護に必要な物資に関すること。

(4) 災害救助に関すること。

(5) 民生委員・児童委員に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 児童の福祉に関すること。

(17) 児童福祉施設に関すること。

(18) 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ

れ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
	略	
	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物係
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
鳥取県倉吉保健所	略	
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康とっとり推進係
	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物係
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
鳥取県米子保健所	略	
	環境・循環推進課	環境衛生係 廃棄物係
	生活安全課	食品係 動物・自然公園係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課及び障害者支援課 略  
健康支援課

- (1) 略
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。
- (3)～(5) 略
- (6) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防に関すること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

環境・循環推進課及び生活安全課 略  
福祉総務課

- (1) 略

れ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取保健所	福祉企画課	総務係 指導支援係
		福祉と保健の相談室
	略	
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県倉吉保健所	略	
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病対策係 健康増進係
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
鳥取県米子保健所	略	
	環境・循環推進課	
	生活安全課	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉企画課及び障害者支援課 略  
健康支援課

- (1) 略
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- (3)～(5) 略
- (6) 結核の予防に関すること。
- (7) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

環境・循環推進課及び生活安全課 略  
福祉総務課

- (1) 略

(2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関すること。

(3)~(5) 略  
保健衛生課

(1) 感染症(結核を含む。)その他の疾病の予防に関すること。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(内部組織)

第68条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。

鳥取県立総合療育センター	事務部 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	企画外来係 通園係 地域支援係
鳥取県立中部療育園	

(所掌事務)

第72条 軽費老人ホームは、低所得階層に属する老人であって身寄りのない者等を入所させて、給食その他日常生活上必要な便宜を与える事務を所掌する。

(所掌事務)

第77条 児童相談所は、児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 略

(内部組織)

第78条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略
---

(2) 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。

(3)~(5) 略  
保健衛生課

(1) 結核の予防に関すること。

(2) 感染症その他の疾病の予防に関すること。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(内部組織)

第68条 総合療育センターに事務部、医務部、リハビリテーション部、看護部、社会参加部及び通園部を置く。

(所掌事務)

第72条 軽費老人ホームは、低所得階層に属する老人であって身寄りのない者等を収容させて、給食その他日常生活上必要な便宜を与える事務を所掌する。

(所掌事務)

第77条 児童相談所は、児童福祉法第15条の2の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 略

(内部組織)

第78条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略
---

鳥取県倉吉児童相談所	相談課 判定保護課
略	

第8節 生活環境部の所管に属する機関

(内部組織)

第99条 食肉衛生検査所に管理検査担当及び試験検査担当を置く。

第9節 商工労働部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第102条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項の規定により設置された職業能力開発校の名称及び位置は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の規定により、次のとおりである。

略
---

(内部組織)

第104条 高等技術専門校に、総務課及び指導課を置く。

2 課の事務を分掌させるため、指導課に普通訓練担当及び短期訓練担当を、鳥取県立倉吉高等技術専門校指導課に障害者訓練担当を置く。

第10節 略

第11節 県土整備部の所管に属する機関

鳥取県倉吉児童相談所	総務課 相談課 判定保護課
略	

第7節 生活環境部の所管に属する機関

(内部組織)

第99条 食肉衛生検査所に管理検査係及び試験検査係を置く。

第8節 商工労働部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第102条 職業能力開発促進法第16条第1項の規定により設置された職業能力開発校の名称及び位置は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の規定により、次のとおりである。

略
---

(内部組織)

第104条 高等技術専門校に、総務課及び指導課を置く。

第9節 略

第10節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 姫路鳥取線用地事務所

(設置)

第139条 姫路鳥取線用地事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県姫路鳥取線用地事務所	鳥取市

(所掌事務)

第140条 姫路鳥取線用地事務所は、中国横断自動車道姫路鳥取線に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- (2) 工事の調査設計に関すること。

第 1 款 空港管理事務所

(設置)

第139条 略

(所掌事務)

第140条 略

(内部組織)

第141条 略

第 2 款 港湾事務所

(名称、位置及び所管区域)

第142条 略

(所掌事務)

第143条 略

(内部組織)

第144条 港湾事務所に管理係及び工務班を置く。

第 3 款 鳥取港海友館

(名称及び位置)

第145条 略

(所掌事務)

第146条 略

第 4 款 みなとさかい交流館

(名称及び位置)

第147条 略

(所掌事務)

第148条 略

第12節 行政監察監の所管に属する機関

(設置)

第141条 姫路鳥取線用地事務所に工務係及び用地係を置く。

第 2 款 空港管理事務所

(設置)

第142条 略

(所掌事務)

第143条 略

(内部組織)

第144条 略

第 3 款 港湾事務所

(名称、位置及び所管区域)

第145条 略

(所掌事務)

第146条 略

(内部組織)

第147条 港湾事務所に管理係、工務係及び鳥取港利用促進担当を置く。

第 4 款 鳥取港海友館

(名称及び位置)

第148条 略

(所掌事務)

第149条 略

第 5 款 みなとさかい交流館

(名称及び位置)

第150条 略

(所掌事務)

第151条 略

第11節 行政監察監の所管に属する機関

(設置)

第149条 略

(所掌事務)

第150条 工事検査出張所は、それぞれ前条の表管轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌する。

(1)及び(2) 略

(3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。

第13節 総務部及び企画部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第151条 略

(所掌事務)

第152条 略

第14節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第153条 略

(所掌事務)

第154条 略

(内部組織)

第155条 略

第15節 職制及び職務

(職制及び職務)

第156条 鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定する総合事務所長は、次のとおりである。

総合事務所	名 称
東部総合事務所	東部総合事務所長
八頭総合事務所	八頭総合事務所長
中部総合事務所	中部総合事務所長
西部総合事務所	西部総合事務所長
日野総合事務所	日野総合事務所長

2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさどるものである。

3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県

第152条 略

(所掌事務)

第153条 工事検査出張所は、それぞれ前条の表管轄区域の欄に掲げる区域において、次に掲げる事務を所掌する。

(1)及び(2) 略

第12節 総務部及び企画部の所管に属する機関

(名称及び位置)

第154条 略

(所掌事務)

第155条 略

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

(名称、位置及び所管区域)

第156条 略

(所掌事務)

第157条 略

(内部組織)

第158条 略

第14節 職制及び職務

行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものである。

4 総合事務所の内部組織（担当及び班を除く。）に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

5 前項の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、局に副局長を、課に課長補佐を、課の内部組織である室に室長補佐を置くことができる。

6 前項のそれぞれの職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該総合事務所長が定める。

7 総合事務所の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、総合事務所に参事監及び参事を置くことができる。

第157条 地方機関（総合事務所を除く。以下本条において同じ。）に、それぞれその長を置く。

2 地方機関の長は、それぞれその地方機関の所掌事務をつかさどる。

3 地方機関の内部組織（担当及び班を除く。）に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

4 地方機関の長及び前項の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、地方機関に次長を、内部組織である部に次長を置くことができる。

5 略

6 地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、地方機関に参事を置くことができる。

（事務分担）

第158条 略

（所掌事務の主管の判定）

第159条 略

附 則

（施行期日）

1 略

（経過規定）

2 略

（職制）

第159条 地方機関及びその内部組織（担当及び班を除く。）に、それぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、地方機関に次長を、内部組織である部に次長を、局に副局長を、課に課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。）を置くことができる。

3 略

4 地方機関の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、総合事務所に参事監を、地方機関に参事を置くことができる。

（事務分担）

第160条 略

（所掌事務の主管の判定）

第161条 略

附 則

（施行期日）

1 略

（経過規定）

2 略



(鳥取県東部総合事務所等の名称、位置及び所管区域の特例)

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第29条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す(次項において同じ。)

名称	位置	所管区域
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。)及び岩美郡
鳥取県八頭総合事務所	八頭郡 八頭町	鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)及び八頭郡

(鳥取県東部総合事務所農林局鳥取農業改良普及所等の所掌事務の特例)

4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第30条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、農林局鳥取農業改良普及所及び農林局気高農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

農林局鳥取農業改良普及所

鳥取市(旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)及び岩美郡の区域において、普及所の事務を所掌する。

農林局気高農業改良普及所

鳥取市(旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。)の区域において、普及所の事務を所掌する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正

後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) <u>鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局及び課の長、次長、理事監並びに参事監</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長及び組織規則第157条第1項の規定により置かれる地方機関の長</u></p> <p>(4) <u>鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)第3条の規定により置かれる鳥取県企業局の長、本局の次長及び課長並びに事務所の長</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる<u>部等</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2) <u>水産振興局設置規則(平成11年鳥取県規則第45号)第3条の規定により置かれる局長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>組織規則第159条第1項の規定により置かれる地方機関の長</u></p> <p>(5) <u>鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)第3条の規定により置かれる鳥取県企業局の長、本局の次長及び課長並びに事業所の長</u></p> <p>(6) 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。